

2010年12月3日にお知らせしました以下の内容について、一部誤りが
ありましたので、訂正のうえ届け出を行いました。

下線部は、訂正箇所を示します。

【訂正内容】

○電気関係報告規則第4条の表第15号の2の規定に基づく届出先

誤：中部近畿産業保安監督部

正：経済産業大臣

浜岡原子力発電所3号機 起動変圧器の絶縁油への 微量のPCB(ポリ塩化ビフェニル)の混入について

2010年12月21日

当社は、変圧器等の絶縁油に微量のPCBが混入していないか、適宜、確認を行っています。

その一環で、浜岡原子力発電所3号機の起動変圧器^{※1}(A)の点検において、変圧器ブッシング^{※2}内の絶縁油を分析したところ、微量のPCBの混入(濃度1.0ppm^{※3})を確認しました。

本日、法令^{※4}に基づき、本件について経済産業大臣へ届け出ましたので、お知らせします。

なお、変圧器ブッシングは密閉構造であり、混入しているPCBが直接環境に影響を及ぼすことはありません。また、PCBは変圧器の運転に影響を与えるものではないことから、当該機器を今後も適切に管理し使用していきます。

<経緯>

- PCBは工業的に合成された化合物であり、電気的絶縁性等の性質により国内で絶縁油等に使用されていたが、人体への毒性や環境への残留性が問題となり、1970年代に製造・輸入・使用が禁止となった。
- 2001年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」が施行され、処分されずに保管されてきたPCB廃棄物の確実かつ適正な処理等が定められた。
- 一方、2000年に、PCBの使用が禁止された以降に製造された変圧器に微量のPCB混入が確認され、(社)日本電機工業会による調査の結果、2002年7月に、一部の電気機器には微量のPCB混入の可能性が否定できない等の報告がなされた。
- 当社は、それを受け、適宜、変圧器等の絶縁油にPCBが混入していないか確認を行っており、2003年12月には、浜岡原子力発電所の予備変圧器内で微量(0.8ppm)のPCB混入を確認した。

([2003年12月9日](#)お知らせ済み)

※1 起動変圧器とは、送電系統から6.9kVに電圧を降圧し、プラントの起動・停止時および停止中に必要な機器に電力を供給するための設備です。3号機には、3、4号機共用で、500kV送電系統から電力を供給する変圧器(A)と275kV送電系統から電力を供給する変圧器(B)の2基があります。

※2 ブッシングとは、送電系統から変圧器へ電気を導く導線部を電気的に絶縁する装置です。

※3 「ppm」とは、百万分の1の量であり、1ppmは1,000kg中に1gの割合で含まれていることを表します。

※4 法令とは、電気関係報告規則です。同規則第4条の表第15号の2の規定に基づき、PCBを含有する電気絶縁油を使用する電気工作物の使用(設置・予備品保管)について届け出るものです。

以上